

導入促進基本計画

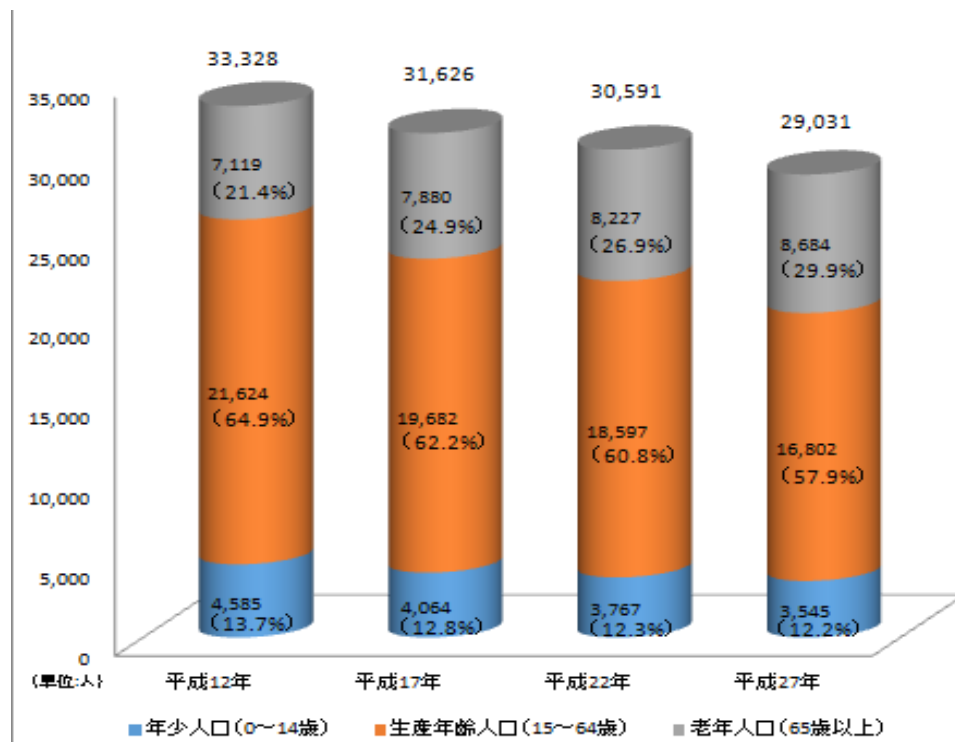
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

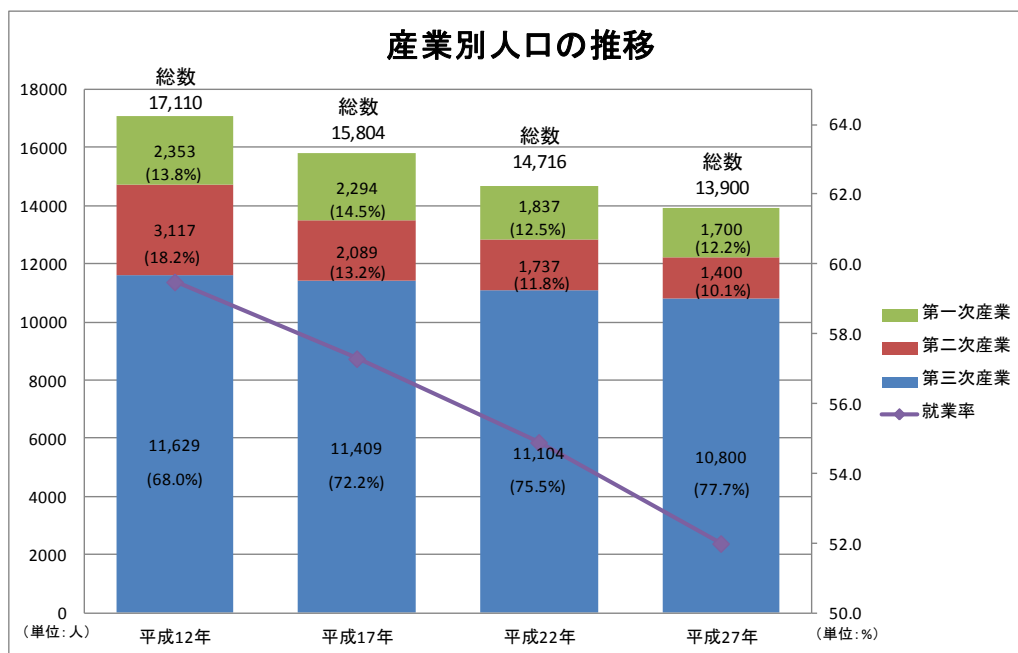
名寄市は、北海道の天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、人口は約2万8千人の農業を基幹産業とする街である。道北地域の鉄道の要衝として栄え、サービス業も含め地域の中核的な存在として発展してきた。

名寄市の総人口は、減少傾向で推移している。経年変化を平成22年から平成27年の間でみると、年少人口の割合に大きな変化は見られないが、生産年齢人口の割合が60.8%から57.9%へ減少しているのに対し、老年人口の割合は26.9%から29.9%へ増加しており、名寄市においては人口減少及び高齢化が進行している。

年齢3区分別人口の推移



産業別人口をみると、就業者数、就業率ともに大幅に減少している。平成27年の就業人口総数に対する割合は第一次産業12.2%、第二次産業10.1%、第三次産業が77.7%となっており、経年変化では総体就業率は第一次・第二次産業が減少し、第三次産業が増加している。



商工業においては、この間中心市街地のにぎわい、商店街の活性化を促すため、J R 風連駅前では風連本町地区の再開発、また J R 名寄駅横においては駅前交流プラザ「よろーな」の整備を進めるとともに、情報発信、交流人口の拡大のため「道の駅なよろ」の整備など商工観光の各施策の基盤となる施設整備を行ってきた。

また、それら施設を活用したにぎわいづくりの事業や商工観光施策も実施してきたが、より活性化を図るためには各施策の熟度をさらに高めていくとともに人材や新たな産業を育成していく必要がある。

名寄市の中小企業は、市内事業所の 90.9%を占めており、地域経済において重要な役割を果たしている。現在、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

名寄市としては、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、道内で設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、道北地域の中核都市として更に経済発展していくことが期待されるため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

名寄市の産業は、農業を中心に、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が名寄市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

名寄市の産業は、中心市街地、郊外、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、名寄市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

名寄市の産業は、農業を中心に、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が名寄市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。